

平成 30 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第1日）

12月11日（火曜日）午前10時00分 開会  
午前11時37分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 選挙第 17号 副議長の選挙について
- 日程第 6 選挙第 18号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 19号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 議案第365号 赤平市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第353号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第354号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第355号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正について
- 日程第12 議案第356号 赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第357号 平成30年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第14 議案第358号 平成30年度赤平市国民健康保険特別会計補正予

算

- 日程第15 議案第359号 平成30年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第16 議案第360号 平成30年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第17 議案第361号 平成30年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第18 議案第362号 平成30年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第19 議案第363号 平成30年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第20 議案第364号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 報告第 38号 専決処分の報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 選挙第 17号 副議長の選挙について
- 日程第 6 選挙第 18号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 19号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 議案第365号 赤平市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第353号 赤平市特別職の

	給与に関する条例の一部改正について	5番	若山武信君
		6番	向井義擴君
日程第10	議案第354号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について	7番	伊藤新一君
		8番	御家瀬 遵君
		9番	北市 勲君
日程第11	議案第355号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正について	○欠席議員	0名
日程第12	議案第356号 赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について	○欠 員	2名
日程第13	議案第357号 平成30年度赤平市一般会計補正予算	○説 明 員	
日程第14	議案第358号 平成30年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算	市 長	菊島好孝君
日程第15	議案第359号 平成30年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算	教育委員会教育長	多田 豊君
日程第16	議案第360号 平成30年度赤平市下水道事業特別会計補正予算	監 査 委 員 長	早坂忠一君
日程第17	議案第361号 平成30年度赤平市介護保険特別会計補正予算	選挙管理委員会 委員長	早坂忠一君
日程第18	議案第362号 平成30年度赤平市水道事業会計補正予算	農 業 委 員 会 会 長	壽崎光吉君
日程第19	議案第363号 平成30年度赤平市病院事業会計補正予算	副 市 長	中村英昭君
日程第20	議案第364号 人権擁護委員の推薦について	総 務 課 長	伊藤嘉悦君
日程第21	報告第 38号 専決処分の報告について	企 画 課 長	熊谷 敦君
○出席議員	8名	財 政 課 長	畠山 涉君
1番	木村 恵君	税 務 課 長	尾堂裕之君
2番	五十嵐美知君	市 民 生 活 課 長	田村裕明君
4番	竹村 恵一君	社 会 福 祉 課 長	町田秀一君
		介 護 健 康 推 進 課 長	野呂道洋君
		商 工 労 政 観 光 課 長	千葉 睦君
		農 政 課 長	林 伸樹君
		建 設 課 長	若狭 正君
		上 下 水 道 課 長	高橋雅明君
		会 計 管 理 者	杉本悌志君
		あかびら市立病院 事 務 長	蒲原英二君
		教 育 委 員 会 課 長	永川郁郎君
		” 社 会 教 育 課 長	大橋 一君
		監 査 事 務 局 長	伊藤寿雄君
		選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	中西智彦君
			梶 哲也君

農業委員会  
事務局 長 若 狹 正 君

○本会議事務従事者

議 会 事務局 長 井 波 雅 彦 君  
" 総務 議事 安 原 敬 二 君  
" 係 長  
" 総 務 野 呂 律 子 君  
議 事 係

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成30年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番伊藤議員、8番御家瀬議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から14日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの4日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) この際、ご報告いたします。

去る11月6日、植村議員から一身上の都合により議員を辞職したいとの願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、同日付これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は13件であります。

議会が行う選挙は3件であります。

議員から送付を受けた事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成30年第3回定

例会以降平成30年12月10日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してあります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島好孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。10月17日に平成30年秋季北海道市長会定期総会が伊達市で開催されまして、人口減少の歯どめや暮らしやすい地域づくりを目指すまち・ひと・しごと創生法が施行されたことに伴いまして地方自治体が作成した地方版総合戦略を真に実効性の伴ったものにするため、国がみずからの役割と責任について明確なビジョンを示し、地方とともに総力を挙げて取り組むことを求める地方創生に関する決議を採択したところでございます。北海道は、我が国最大の食料基地として良質な農畜産物を安定的に生産、供給しておりまして、農林水産業が地域の基幹産業を担い、食品加工や流通、観光など多くの産業と密接に関連しております。本道にとりまして生産者や関係者が安心して経営に取り組むことができる支援策を講ずるため、日欧経済連携協定EPAなど自由貿易交渉において国内農林水産業の振興が損なわれないよう対応することを求めたところであります。

JR北海道への国の支援に関する内容が初めて決議されたところでありますが、経営再建に向けた抜本的な見直しについて求めるとともに、各首長が路

線の維持存続に向け一丸となって取り組む姿勢を示したところであります。北海道の多くの自治体は、税収基盤が脆弱な上に全国に比べ景気や雇用回復におくれが見られるなど厳しい社会経済状況のもとで、職員の削減等徹底した行財政改革に取り組む一方、急速に進む少子高齢化社会に対応した福祉、医療サービスの充実や地域経済の振興など、地域住民の安全と安心を確保するため、地方行財政、社会保障制度改革、エネルギー政策と原子力発電に関する決議が採択され、11月15日、国会議員並びに関係省庁に対して要望が行われたところであります。

次に、過疎地域の振興に関する中央要請について申し上げます。11月15日に全国過疎地域自立促進連盟北海道支部において、過疎地域自立促進特別措置法の見直しに関する要望及び平成31年度過疎対策関係政府予算、施策に関する要望として、地方創生と人口減少の克服、過疎対策事業債の必要額の確保、住民が安心、安全に暮らせる生活基盤の確立など、道内選出国會議員に対し要請を行ってきたところがございます。

次に、平成30年度赤平市表彰式について申し上げます。11月3日、文化の日に、ご来賓多数のご出席を賜りまして、交流センターみらいを会場に平成30年度赤平市表彰式を挙行いたしました。功労表彰に2名、功績表彰に1名、善行表彰に1団体、さらに勤続表彰につきましては約30年勤続の1名、15年勤続の2名の方々にそれぞれ市民を代表し、敬意と感謝の意を表したところがございます。表彰を受けた方々は、これまで市勢の振興と発展のため、それぞれの分野で多大なご貢献を賜ったところでありますが、今後におきましても健康にご留意され、なお一層市勢発展のためお力添えとご指導をお願い申し上げます。

次に、住民懇談会の開催について申し上げます。本年度から年1回といたしました住民懇談会につきましては、10月9日から11月8日にかけて市内7会場で開催し、計117名の市民の皆様にご参加をいただいたところがございます。今回の住民懇談会では、

平成31年度予算に反映する町内要望や市民の皆様が日ごろ感じている市政やまちづくりに対するご意見等をお聞かせいただきました。特に地域公共交通、災害対策、高齢者福祉につきましてさまざまなご意見等をいただき、今後の行政運営の参考としていく所存でございます。また、今回の懇談会でも全課長職を出席することとして、市民の考えをじかに認識していただいたほか、全職員に対して内容を周知しておりまして、今後新年度予算編成作業過程等の中で検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、赤平市総合防災訓練について申し上げます。防災月間期間中でありました9月29日に、東大町、大町、赤間4区、本町、錦町、泉町地区を対象といたしまして交流センターみらいを会場に、市職員、消防職員、消防団員を初め、赤歌警察署、陸上自衛隊、対象地区の住民など約160名の参加をいただき、赤平市総合防災訓練を実施いたしました。本訓練は、北海道上空には前線を伴った低気圧が停滞、活発化し、空知地方では断続的に雨が降り続き、今後も大雨が予想され、赤平市には大雨警報が発表されており、空知川赤平水位観測所の河川水位は氾濫危険水位を超過しているとの想定によりまして、災害対策本部員会議訓練のほか、住民避難訓練、避難所開設運営訓練などを実施したところがございます。9月6日には平成30年北海道胆振東部地震が発生し、また近年異常気象等による局地的な大雨や落雷、ひょう、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風現象による被害が各地で発生している状況から、防災体制の一層の強化を図り、万が一災害が発生した場合においても訓練の経験が被害の軽減の一助になればと考えているところであります。今後におきましても、市民の生命、身体及び財産を守る防災活動について日ごろから消防、警察、自衛隊等関係機関との連携強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、第9回赤平産業フェスティバルについて申し上げます。赤平市の産業の振興を図るため、農業、商業、工業の3者が連携し、ものづくりが息づく赤

平をPRする第9回赤平産業フェスティバルを10月13日に開催いたしました。会場につきましては総合体育館に会場を移し、3回目の開催となりましたが、雨風や寒さの心配がなく、会場の利点を生かし、来場者の滞在時間を延ばすイベントとしてわくわくタイムセールを実施し、非常に好評であったところがあります。そのほか、農産物の販売や各商店の出店、各企業の展示、赤平産そば打ち体験など、農工商が連携しPRを行ったほか、餅まき、大抽せん会、赤平新米PRなど、多くの来場者に喜んでいただけるイベント内容を実施したところであります。おかげさまで昨年を上回る5,000人の来場者があり、開催に当たりご尽力をいただいた関係諸団体、協賛いただきました企業、応援してくださった市民の皆様へ深く感謝を申し上げます。今後は、さらに市民の皆様喜んでいただけるよう、また赤平の地場産品を広くPRして赤平の魅力を発信できるイベントを目指してまいります。

次に、平成30年度東京赤平会総会について申し上げます。主に首都圏在住の赤平出身者並びに赤平にゆかりのある方々で組織しております東京赤平会の平成30年度総会及び交流会が10月27日、東京都内で開催され、44名の方々が参加されました。総会では、平成29年度の決算、平成30年度の事業計画についてご審議いただき、滞りなく総会を終えることができました。残念ながら私は出席することができませんでしたが、ふるさと納税のお礼と東京赤平会の皆様へ思いを寄せていただいているふるさと赤平を守ってまいりたいというメッセージをお送りさせていただいたところであります。総会終了後には交流会が行われ、特産品PRと赤平特産品小包セットの販売開始についてもPRを行ってきたところでございます。また、市内企業からの多大なご協力を得て行った大抽せん会は会員皆様へ大変好評をいただき、盛会のうちに終了いたしました。

次に、第51回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月18日、交流センターみらいにおいて、福祉関係者や町内会の代表者など市民約130人が参

加し、第51回赤平市社会福祉大会を開催したところでございます。初めに、これまで福祉関係にご貢献いただいた5名の方に市長感謝状を贈呈し、続いて永年市内の福祉事業にご貢献された方や高額の寄附をされた法人、健康な高齢者に対して表彰が行われました。引き続き、さわやか福祉財団の高木悟氏を講師に招き、「支え合い、お互い様のあったかい地域づくりに向けて」と題してご講演いただき、大会を終了したところであります。

次に、第51回赤平市金婚式について申し上げます。10月11日、交流センターみらいにおいて、市及び社会福祉協議会の共催により第51回金婚式を開催したところでございます。結婚50年の節目をご夫婦で迎えられ、円満な家庭生活を営み、さらには社会に多くのご功績を残されたご夫婦に対しまして永年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈念いたしました。該当者17組のうち、当日は4組のご夫妻に出席をいただき、金婚の章を贈呈したところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり秋の全国交通安全運動が展開され、市民の皆様のご協力をいただきながら、早朝の街頭啓発には延べ1,137名以上のご参加をいただき、交通安全運動を展開したところであります。9月15日から9月28日までは赤平市交通安全推進協議会の主催により園児、児童を対象とした交通安全ポスター展を交流センターみらいにて開催し、9月28日には各交通安全関係団体の協力のもと、交通事故死ゼロを目指す日にちなんで交通安全ポスター展表彰式を開催し、多くの市民の皆様方に対し交通安全の意識高揚に努めたところでございます。また、10月15日から21日までは秋の輸送繁忙期交通安全運動、11月7日には節目であります交通事故死ゼロ1,800日を達成し、11月11日から20日まで冬の交通安全運動を展開いたしました。これから本格的な冬を迎え、降雪等により路面状態が著しく変化し、スリップ等に起因する冬型事故の発生が懸念されることから、交通安全関係団体と連携を図りながら、

交通事故による犠牲者を出さないためにも市民の皆様とともに交通事故の防止に取り組んでまいります。また、年末年始にかけ、飲酒の機会もふえますことから、飲酒運転の撲滅に向け、交通安全の意識高揚と啓発に努め、交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告を申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（北市勲君）** 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

**○教育長（多田豊君）**〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、赤平市立赤平中学校新校舎落成式についてであります。11月10日、新校舎建設にご尽力いただいた関係者の皆様、同窓生や地域の皆様など多くの方々にお集まりをいただき、新校舎の落成をお祝いしていただきました。新校舎での生活は約4カ月ほどたちますが、生徒会長の挨拶、全校合唱や吹奏楽部の演奏により、改めて校舎建設にかかわった方々への感謝の気持ちをあらわしました。また、新校舎落成の記念として、赤平市出身の書家、石飛博光様より「万里一空」など書5点を寄贈していただき、校内に掲げたところです。なお、この新校舎では、これからも赤平市の中学校教育の伝統を受け継ぐとともに、赤平市のシンボルとして発展させてまいります。

次に、赤平市立小学校統合についてであります。8月9日に発足した統合準備委員会をこれまでに3回開催し、3小学校の沿革を閉じ、新しい小学校としての沿革を刻む、また校名は赤平市立赤平小学校とするという統合準備委員会としての結論を出したところです。今後におきましては、校歌、校章、通学体制及び施設整備に関することなどを協議していただき、小学校統合を円滑に進めてまいります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査の結果についてであります。本市の調査結果につきましては、改善の傾向はあるものの依然として憂慮すべき状況であります。本市の学力向上策では、この全国学力・学習状況調査のみならず、市内の小学校2年生から中学校3年生までを対象とした標準学力検査も実施しており、この結果も経年的に把握、検証し、学校教育における指導に資する確かなよりどころとして活用するなど、赤平市の学力向上策は一定の前進が見られております。市教委といたしましては、赤平市民に対する説明責任があることと学力の向上には学校ばかりではなく家庭、そして地域全体で育むものとの観点から、全市的な協力を求めることが肝要と考え、市教委独自で公表することとして、広報あかびら12月号折り込みチラシにより市民周知を図ったところです。また、市ホームページでは、全国学力・学習状況調査のみならず、標準学力検査の結果につきましてもあわせて掲載しております。今後とも本市の子供たちの学力の向上にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、文部科学省による全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましては、本年度も小学校5年生と中学校2年生の全ての児童生徒を対象に行われ、実施した調査資料につきましては北海道教育委員会を通じて文部科学省に報告いたしました。本市の体力向上策としては、全ての小中学校の全学年で新体力テストの取り組みを行っております。また、北海道教育委員会による結果公表につきましても、全国学力・学習状況調査同様同意することとしております。

次に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策であります公設塾の開設についてであります。9月に開設した小学生対象の子ども塾につきましては、茂尻児童館は24名、豊里児童センターは27名、文京児童館は63名の登録があり、本市全児童の約35%の児童が子ども塾に通っております。また、交流センターみらいにおける中学生対象の公設学習塾につきましては、赤平中学校全生徒の約20%に当たる

32名の生徒が通っております。いずれの会場におきましても、講師による指導を中心に学習活動が行われるとともに、友達同士で教え合ったり、あるいは上級生が下級生に教えたりなど、楽しく学んでいる姿も見ることができ、学力の向上並びに学校以外での学習習慣の定着化につながるものと期待しているところです。

次に、小学校の学習発表会についてであります。市内3つの小学校において、9月30日には豊里小学校、10月7日には茂尻小学校、そして14日は赤間小学校のそれぞれで学習発表会が行われました。どの学校でも子供たちが皆仲よく伸び伸びと、そしてにぎやかに一生懸命取り組んだ発表に大勢の保護者、家族から温かい声援が寄せられておりました。

関連しまして、交流センターみらいで開催された市民総合文化祭では、赤平市教育研究推進協議会の取り組みの一環として展示部門では全小中学校の作品の展示があったほか、芸能部門では赤平中学校吹奏楽部の発表があり、日ごろの学校教育の一端を市民の方々に披露いたしました。

次に、11月18日、赤平幼稚園の発表会が行われ、今年度前半の幼稚園教育の集大成としての発表が行われ、園児一人一人に両親や祖父母など大勢の家族が愛情あふれる視線を送る中、終始和やかな発表会でありました。

また、11月19日には株式会社いたがき様より、板垣英三会長の叙勲受章記念及び国道沿いの景観整備として、赤平幼稚園近くに植栽工事一式を含むシラカバ高木15本を寄贈していただきました。

次に、学校給食センター関係であります。11月28日に、市内で米の減農薬栽培に取り組んでおられます生産者組織、ベストライス赤平様より、ことしで6年目となりますが、本市に対して新米ゆめぴりか1トンを寄贈していただきました。そのうち学校給食センターには540キロの配付を受けましたので、1月の給食だよりにおいて使用する日をお知らせし、子供たちに赤平の安全、安心なお米を食べてもらいます。また、学校給食センターに対してJAたきか

わゆめぴりか生産部会赤平支部様より米飯給食1日分の新米ゆめぴりかを寄贈していただきましたので、あわせて給食だよりでお知らせの上、大切に使用させていただきます。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、9月8日から10月8日の間の土、日曜日、祭日に、旧住友赤平炭鉱坑口浴場を中心に赤平アートプロジェクトが開催されました。札幌市立大学の教授、学生と北海道大学の学生による芸術作品を展示し、ガイダンス施設、立坑自走枠工場の見学も行いました。さらに、11月4日には、ガイダンス施設及び駐車場を利用して食のTAN t a nまつりを開催しました。炭鉄港トークを初め、地元大手4山のOBの方によるトーク、写真展、鈴井貴之氏のトークと地元及び三笠市、夕張市、美唄市、歌志内市、芦別市の飲食店による炭鉱に縁のある食品の出展、そしてガイドつき炭鉱遺産見学などを行いました。こうしたさまざまな事業展開によりまして、ガイダンス施設開設後11月末現在の来場者数は6,300人を超えている状況です。

また、10月20日から21日に、交流センターみらいにおいて平成30年度赤平市民総合文化祭が開催されました。短歌、俳句、川柳、美術、陶芸、写真、絵手紙、書道、生け花など、大人や子供たちの作品展示のほか、芸能部門の発表としては赤中吹奏楽、クラシックバレエ、踊り、詩吟、カラオケ、ハーモニカ演奏などが行われ、関係者はもとより多くの市民にも鑑賞していただき、盛会裏に終了いたしました。

次に、11月10日、総合体育館において第32回あかびら子どもまつりを開催いたしました。本年度も芦別市、歌志内市を含む子供たちと保護者の参加、地元の社会教育委員、社会福祉協議会、かあさん食堂ぼらん亭の皆様準備及び運営等に対するご協力をいただきました。子供たちは自主性と協調性を図り、楽しみながら運営活動を行いました。今回の来場参加人数につきましては子供237名、大人154名、計391名となりました。

また、11月22日、交流センターみらいにおいて赤

平市PTA連合会研究大会が開催されました。北海道医学技術専門学校の菅沼肇理事を講師として、「みずから生きる子供に育てる」をテーマに、学習習慣の定着、生活リズムの改善、学校との連携といったみんなで始める3つの習慣について学ぶ場となりました。

次に、東公民館関係について申し上げます。9月14日から10月19日の間の金曜日に呼吸法や体幹運動を学ぶヨガ講座を開催し、高齢者を中心に延べ76名の参加となりました。また、機会事業といたしまして、10月10日に手づくり漬物講座を開催し、10名の参加となり、楽しく学ぶことができました。

次に、社会体育関係について申し上げます。本年度も市民プールにつきましては9月30日をもって終了となりましたが、利用者数につきましては6,835名となりました。また、体育事業につきましては、総合体育館において10月28日に第20回市長杯争奪ミニバレーボール大会を開催し、11チーム51名が参加し、熱戦を繰り広げていただきました。さらに、11月18日には第19回赤平軽スポーツ大会を開催し、25名の参加により的を射るスポーツ吹き矢を行いました。

次に、図書館について申し上げます。10月13日、総合体育館ロビーにおいて、赤平産業フェスティバルの開催時にあわせて、8回目となります古本フェスタを読書週間行事の一つとして開催し、図書館で除籍となった一般図書、絵本等約1,000冊を無償で提供いたしました。

また、ことしで38回目の赤平市読書感想文コンクールを行い、今回は小学生55名、中学生11名、計66名の応募をいただき、社会教育委員による審査の結果27作品が入賞作品として選ばれました。

以上、教育行政の概要についてご報告させていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

**○議長（北市勲君）** 日程第5 選挙第17号副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北市勲君）** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北市勲君）** ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に五十嵐議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました五十嵐議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北市勲君）** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました五十嵐議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました五十嵐議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました五十嵐議員からご挨拶があります。五十嵐議員、登壇の上、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

**○副議長（五十嵐美知君）** 〔登壇〕 ただいま議員の皆様より副議長のご推挙をいただき、身に余る光栄と心より感謝申し上げますとともに、責任の重さを感じているところでございます。もとより浅学非才の身ではありますが、北市議長のもと、補佐役として微力ではございますが、公正かつ円滑に議会が前進できるよう取り組んでまいりますので、議員の皆様、そして参与席の皆様、今後におきましてもご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。副議長の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（**北市勲君**） 日程第6 選挙第18号石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。石狩川流域下水道組合議会議員に若山議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました若山議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました若山議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました若山議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

---

○議長（**北市勲君**） 日程第7 選挙第19号中空知衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。中空知衛生施設組合議会議員に若山議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました若山議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました若山議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知衛生施設組合議会議員に当選されました若山議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

---

○議長（**北市勲君**） この際、ご報告をいたします。

五十嵐議員から議会運営委員会委員の辞任の申し出があり、委員会条第13条に基づき、議長において辞任を許可することに決定いたしました。

---

○議長（**北市勲君**） 日程第8 議案第365号赤平市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。竹村議員。

○4番（**竹村恵一君**）〔登壇〕 議案第365号赤平市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきまして、赤平市議会会議規則第14条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案申し上げます。

第3条第2項、議会運営委員会委員の定数を7名から6名に改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成30年12月

11日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第365号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第365号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第365号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第9 議案第353号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第10 議案第354号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第353号及び議案第354号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

人事院は、8月10日、国会及び内閣に対しまして

国家公務員の給与の改定を勧告いたしました。この勧告を受けまして、政府は11月6日の閣議決定において国家公務員の給与改定に関する取り扱いを勧告どおり実施することを決定し、第197回国会に給与法案を提出し、本案は可決され、11月30日に公布されたところでございます。

本年の給与勧告の主な内容といたしましては、民間給与との較差0.16%を解消するため、初任給については1,500円引き上げ、若年層につきましても1,000円程度の改定とし、その他についてはそれぞれ400円の引き上げを基本に平均改定率0.2%とし、平成30年4月1日より実施することとしております。期末、勤勉手当につきましては、民間の支給割合が4.46月となり、現行4.40月を上回っていることから、民間の支給割合に見合うように4.45月分に引き上げ、勤勉手当に配分するものとして、法律の公布の日より実施するものとしています。このことから、今般赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。

初めに、議案第353号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係につきましては、第6条第3項の期末手当の規定でございますが、本年度既に6月に2.125月分を支給しておりますことから、人事院勧告に準じ4.45月とするため、12月分で調整し、12月に支給する場合の支給率100分の227.5を100分の232.5とするため、字句を改めるものでございます。

なお、第6条第3項の規定につきましては、教育長にも適用されるとともに、赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で準用する規定がありますことから、議会の議長、副議長及び議員にも適用されることとなるものでございます。

第2条につきましては、第1条で第6条第3項の規定について改正したところでありますが、人事院勧告に準じ、6月期及び12月期を均等とするために

100分の222.5に字句を改めるものでございます。

附則でございますが、第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとしたものです。

第2項につきましては、第1条の規定による改正後の条例は、平成30年12月1日から適用するとしたものです。

第3項につきましては、期末手当の内払いについて定めたものでございます。

続きまして、議案第354号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条でございますが、第12条の2は宿日直手当を定めておりますが、第1項につきましては宿日直手当で、常直的な勤務については月額2万1,000円を2万2,000円を限度に、同項第1号では市立病院以外の宿日直4,200円を4,400円に、5,500円を5,700円に、第3号では市立病院の看護師の宿日直7,200円を7,400円に、9,400円を9,600円に、第4号では市立病院の医師及び看護師以外の職員の宿日直6,300円を6,500円に、8,200円を8,500円に、それぞれ国家公務員の給与の改正に合わせ、所要の改定を行うものです。

第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の支給率について、本年度既に6月分を支給しておりますことから、人事院勧告に準じ、12月に支給する場合において職員につきましては100分の90を100分の95に、管理職につきましては100分の110を100分の115に、再任用職員につきましては100分の42.5を100分の47.5に改定するため、それぞれ字句を改めるものです。

別表第1につきましては、人事院勧告に準じ、行政職の給料表の改定を行うものでございます。

別表第2の医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)につきましても、行政職同様に人事院勧告に準じて改定するものであります。

参考資料の3ページから4ページをご参照願います。第2条につきましては、人事院勧告に準じ、6

月期及び12月期を均等とするために、第15条の2第2項につきましては、期末手当の支給率について職員につきましては100分の130に、管理職につきましては100分の110に、再任用職員につきましては100分の72.5及び100分の62.5に、第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の支給率について職員については100分の92.5に、管理職につきましては100分の112.5に、再任用職員につきましては100分の45に改定するため、それぞれ字句を改めるものであります。

附則でございますが、第1条といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとしたものです。

第2条につきましては、給与の内払いについて定めたものでございます。

第3条につきましては、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとした委任について定めたものでございます。

以上、議案第353号及び議案第354号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第353号、第354号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長(北市勲君) 日程第11 議案第355号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第355号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

いわゆるふるさと納税制度につきましては、本市におきましても平成20年度より開始し、平成27年度より寄附に対しまして返礼品をお送りすることとし、当該年度につきましては寄附金額全額を基金へ積み立て、また返礼品などの経費は一般財源を充当し、対応しておりました。近年寄附金額の飛躍的な伸びに伴い、返礼品などの経費も増大していることから、寄附金額の一部を返礼品などのふるさと納税関連経費に充当することを目的として所要の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第5条につきましては、基金への積み立てについて規定してございますが、ふるさと納税の推進に要する経費の財源に充てた残額を基金に積み立てるものとして条を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。  
木村議員。

○1番（木村恵君） ただいまの条例改正の説明の中で、寄附金額が増加傾向にあり、経費がふえたことが改正の理由というように聞こえたのですけれども、それ以外に改正の理由はないのでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） ふるさと納税に関します歳入の当初予算でございますけれども、2億円を計上してございます。このうち約50%は、返礼品ですとか各種手数料でございます。これらがかかりますことから、2億円のご寄附があったといたしましても実質的には1億円程度の金額が使える金額というふうになります。これまでの取り扱いにつきましては寄附金額の全額について積み立ててまいりましたけれども、寄附金額が多くなりますと返礼品に対す

る歳出予算、これらにつきましても連動して多くなりまして、この歳出予算の財源となります一般財源も同じく大きくなるということから、寄附金、これを返礼品の財源に充てまして、その残額について基金に積み立てるというものでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） やっぱり手数料がふえるからということなのですけれども、以前から財政調整基金を取り崩して補正で経費に充てたりということで、寄附金は全額応援基金に積み立てるということに対して、私も含め、ほかの議員からも指摘があったと思うのです、以前から。それで、そういった理由もあるのかなと思ひまして、それでは寄附金額がふえなければ、別に今までどおり全額入れてもよかったということになるのかと思うので、ちょっと疑問が残るのです。なぜこの時期の改正になったのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） これまでもふるさと納税の基金への積み立てにつきまして各種ご指摘をいただいたというふうに思っております。これまで赤平市の取り扱いと同じく寄附金の全額を積み立てているという自治体もございましたけれども、寄附金の総額が多額の場合には歳出予算の財源に充てているという自治体もございます。こういったことから、返礼品等の財源に充てて、残額を基金に積み立てている自治体の条例調査いたしまして、文言等の整理も行って、関係課との協議検討に期間を要しましたことから、このたびの条例改正提案というふうになったところでございます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第355号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第12 議案第356号赤平市

水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第356号赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律により、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成、展開することを目的とする新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられましたが、この改正法を受け、資格要件を定める条例の基準となる政省令の規定が改正され、平成31年4月1日から施行されますことから、赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び赤平市廃棄物処理施設条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正でございますが、第3条につきましては布設工事監督者の資格を、第4条につきましては水道技術管理者の資格をそれぞれ規定してございますが、専門職大学に係る規定を追加することから、字句を追加する等、改めるものでございます。

第2条関係は、赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、第10条第3項につきましては放課後児童支援員について定めてございますが、同様に専門職大学に係る規定を追加することから、字句を

追加するものでございます。

第3条関係は、赤平市廃棄物処理施設条例の一部改正でございますが、第5条につきましては技術管理者の資格について定めてございますが、これも同様、専門職大学に係る規定を追加することから、字句を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第356号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第13 議案第357号平成30年度赤平市一般会計補正予算、日程第14 議案第358号平成30年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第15 議案第359号平成30年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第16 議案第360号平成30年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第17 議案第361号平成30年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第18 議案第362号平成30年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第19 議案第363号平成30年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第357号から議案第363号までの各会計補正予算につきましてご説明申し上げますが、金額の増減を伴わない財源補正及び給与改定、人事異動による調整を理由に行う職員給与費、事業支弁等人件費関連の補正につきましては、内容の説明を省略させていただきます。

議案第357号、一般会計補正予算（第3号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ1億7,516万8,000円を追加し、予算の総額を113億7,825万2,000円とするものであります。

また、第2条で、平成31年4月に機器更改予定の住民基本台帳ネットワークシステムにつきまして、本年度からの6年間、限度額294万円の債務負担行為を設定するものであります。

初めに、歳出予算について説明申し上げますので、事項別明細書6ページをお願いいたします。

2款1項3目電算管理費124万8,000円の増額は、L・G・W・A・N系のセキュリティ対策としてウイルス対策ソフト使用料を計上するほか、選挙事務及び新年度予算編成事務等により不足するノートパソコン6台を購入するための備品購入費です。

5目財政管理費1億2,049万3,000円の増額は、今回の補正による歳入超過額を市債の償還に必要な財源を確保することを目的に積み立てるものです。

9目企画費1,210万6,000円の増額は、決算見込みによるふるさとガンバレ応援寄附金1億2,000万円の増額に伴う返礼品や手数料等の費用を増額するほか、寄附金からふるさと納税に要する経費の財源に充てた残額を基金に積み立てるための条例改正により、あかびらガンバレ応援基金積立金6,578万7,000円を減額するものです。

14目市民生活費469万8,000円の増額は、遊休施設の山手地区集会所を倒壊の危険により緊急に除却するための工事請負費です。

8ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費84万円の増額は、電算室の移設に伴い、住基ネットサーバー等を移設するための経費として住民基本台帳ネットワークシステム等移設業務委託料を計上するものです。

10ページをお願いいたします。4項2目知事及び道議会議員選挙費570万3,000円、同じく3目市長及び市議会議員選挙費97万8,000円の増額は、統一地方選挙に必要な期日前投票立会人等の報酬並びに準備に必要な費用を計上するものです。なお、知事及び

道議会議員選挙費に総務費道委託金347万4,000円を充当するもので、道支出金の不足額は翌年度で精算されることとなります。

12ページをお願いいたします。3款1項3目老人福祉費63万6,000円の増額は、寿の家住友老人クラブトイレ便器等の改修に48万6,000円を計上するほか、今後の緊急修繕の対応費用として修繕料15万円を増額するものです。

6目国民年金費4万4,000円の増額は、産前産後免除に要するシステム改修委託料の執行残10万8,000円を減額するほか、学生納付特例申請書様式の見直しに要するシステム改修委託料として15万2,000円を増額するもので、民生費委託金27万円が充当されます。

16ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費5万9,000円の増額は、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、赤平市空家等対策協議会の設置に伴い、同協議会にかかわる委員の報償費を計上するものです。

18ページをお願いいたします。2項2目じん芥処理場費320万円の増額は、じん芥処理場の通常覆土に加え、閉鎖に向けた築堤の整形などにより作業用重機の作動時間がふえたことから、燃料費90万円を増額するほか、重機及び水処理用のポンプ故障などによる修繕料230万円を増額するものです。

20ページをお願いいたします。6款1項7目基幹水利施設管理費642万円の減額は、エルムダム管理主任技術者の募集に対し応募者がいなかったことから、人件費等を減額するもので、その財源の農林水産業費負担金546万3,000円もあわせて減額となります。

22ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費699万4,000円の増額は、申請件数の増加により赤平市起業支援事業補助金260万円を増額するほか、新規融資件数の増加により中小企業補償料補給補填金420万5,000円、中小企業利子補給補填金18万9,000円をそれぞれ増額するもので、赤平市起業支援事業補助金の増額には赤平創生基金繰入金を同額

充当するものです。

2目観光費300万円の増額は、赤平市を舞台としたドラマ等の撮影に伴い、まちのPR等の効果を期待し、撮影にかかわる経費の一部をサポートするため、赤平観光協会補助金を増額するもので、あかびらガンバレ応援基金繰入金を同額充当するものです。

3目エルム高原施設費100万円の増額は、当初予定していなかったオートキャンプ場ののり面崩壊修繕等を行ったため、今後の緊急修繕対応費用として修繕料を増額するものです。

26ページをお願いいたします。8款5項1目住宅管理費1,647万3,000円の増額は、昨年の大雪の影響による軒先及び煙突の修繕のほか、新規及び現入居者の住宅修繕に対応したことにより今後の住宅修繕対応費用の不足が予想されるために、修繕料1,600万円を増額、家屋の老朽化等により住宅の移転が増加したことから、市営住宅等移転補償金47万3,000円を増額するものです。

30ページをお願いいたします。12款1項1目、2目及び7目、各特別会計への繰出金につきましては、人事異動及び給与改定等に伴う職員給与費等補正分のほか、繰越金の予算計上に伴う歳入不足額及び超過額を調整するものです。

戻りまして、事項別明細書4ページをお願いいたします。次に、歳入ですが、決算見込み等による歳出補正に伴い、負担金、国、道支出金、繰入金及び諸収入をそれぞれ増減するほか、収入見込みによりふるさとガンバレ応援寄附金を1億2,000万円増額、平成29年度決算に基づく剰余金を全額計上するために繰越金を4,901万3,000円増額するものです。なお、ふるさとガンバレ応援寄附金の11月末日収入実績額は、市内寄附金分も含め約1億9,000万円となっております。

続きまして、議案第358号平成30年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ92万8,000

円を追加し、予算の総額を15億5,185万5,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費40万9,000円の増額は、臨時職員の最低賃金及び労働時間の増加により13万9,000円を増額するほか、国保制度改革にかかわる国民健康保険事業報告システム改修委託料27万円を増額するもので、保険給付費等交付金27万円が充当されます。

8ページをお願いいたします。8款1項3目償還金51万9,000円の増額は、平成29年度の高額医療費共同事業負担金の精算による国、道、支払基金支出金等の還付金で、その財源として国民健康保険財政調整基金から同額繰り入れるものです。

続きまして、議案第359号平成30年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ3万5,000円を追加し、予算の総額を2億4,340万4,000円とするものであります。

事項別明細書8ページをお願いいたします。歳出、4款1項1目保険料還付金5,000円の増額は、還付件数増加に伴う過誤納還付金であり、4ページの歳入は、平成29年度決算に基づく剰余金の全てを繰越金として予算計上し、本補正の歳入超過額を一般会計繰入金で調整するものです。

続きまして、議案第360号平成30年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ145万1,000円を追加し、予算の総額を5億6,486万5,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出、1款1項4目公共下水道維持管理費105万7,000円の増額は、人件費関連以外にマンホール等の補修としての工事請負費100万円を増額するもので、4ページ

の歳入は、今回の補正による歳入不足額を補填するため、平成29年度決算に基づく剰余金の一部、繰越金145万1,000円を増額するものです。

続きまして、議案第361号平成30年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出からそれぞれ772万6,000円を減額し、予算の総額を15億4,845万1,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費785万9,000円の減額は、人件費関連以外に、台風の影響で出張が中止となったことによる旅費8万2,000円の減額、認定調査にかかわる市外出張の増加による燃料費4万2,000円、コピー機の故障により修繕料4万円を増額するものです。

8ページ以降の歳出につきましては、人件費関連及び給与費の決算見込みに伴い、それぞれ予算を増減するもので、詳細の説明を省略させていただきます。

戻りまして、4ページをお願いいたします。歳入ですが、歳出補正に伴い、国、道支出金、支払基金交付金、繰入金をそれぞれ補正するほか、今回の補正による歳入不足額を補填するため、介護給付費準備基金繰入金18万円を増額するものです。

続きまして、議案第362号平成30年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。給与改定、人事異動に伴う人件費関連予算を調整するため、第2条で収益的支出の予定額、第3条で経費の金額を414万6,000円減額するものであります。

続きまして、議案第363号平成30年度赤平市病院事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。給与改定に伴う人件費関連予算を調整するため、第2条で収益的支出

の予定額、第3条で経費の金額を289万2,000円増額するものであります。

以上、議案第357号から第363号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 4点伺います。

まず、財政課に1点伺いますけれども、事項別明細書6ページ、2款1項5目財政管理費1億2,049万3,000円の増額について、減債基金への積み立てということですが、決算時に剰余金の2分の1を下回らない金額積み立てるということになっておりますが、今積み立てを行う理由として、歳入超過額があるので、積み立てるということでした。これは財政調整基金ということもあると思いますが、減債基金にした理由をもう少しお伺いしたいということと、2点目は市民生活課に伺いますが、同じページの14目市民生活費469万8,000円の増額、山手地区集会所の除却工事ということで、緊急を要するという説明だったと思いますが、具体的にどうなっているのか、使用されなくなっただけからの経過をお伺いしたいと思います。

18ページ、4款2項2目じん芥処理場費320万円の増額について、11節の修繕料230万円の内訳といたしますか、重機、ポンプ等ということでありましたが、ほかにどういったものがあるのか、今後予定されている旧処理場閉鎖に係るものだから今行う必要があるというものなのかどうかお伺いします。

最後の1点、農政課に伺います。20ページ、6款1項7目基幹水利施設管理費642万円の減額について、エルムダムの管理者の応募がなかったということです。管理者が採用できないことでの問題はありますか。

以上、4点お伺いします。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） 減債基金積立金の件に

つきまして回答させていただきたいと思います。

まず、今回の歳入超過額につきまして、方法は2通りあります。1つは財政調整基金の繰入金を減額する、もう一つは今回のように減債基金の積立金にするということだったのですが、国が示す財政基金の標準的なものは標準財政規模の2割と言われているものですから、そうしますと赤平市では9億5,000万程度となることから、そこのところぐらいを財政調整基金で保有することが財政運営上適当と考えております。という理由から、今回の歳入超過額につきましては将来の起債の償還に積み立てることのほうがよいとの判断から、減債基金積立金とさせていただいたところですが、今回補正後の減債基金の積立金ですが、4億3,300万円程度となる予定となっております。

以上です。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 私のほうから、市民生活費の旧山手地区集会所の除却工事についてまずご説明させていただきます。当該集会所につきましては、平成28年度より未使用となっております、昨年のお大雪と老朽化によりまして一部屋根が潰れまして、倒壊の危険があることから、今般予算を計上させていただいたところでございます。

次に、じん芥処理場費のほうの修繕料でございますが、先ほど説明がありましたポンプ修理のほか、処理場閉鎖に向けまして築堤だとか布団かご、浸透ます等の修繕がございまして、その費用を計上させていただいておりますが、このほかこれらの作業に使用した重機の故障のために予算を計上させていただいたところでございます。

よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（若狭正君） エルムダムの応募がなかったことで問題はないかということですが、河川法の第50条の規定により、ダムを管理する者はダム管理主任技術者を置かなければならないということがあります。現在は退職をした嘱託職員を引き続き継

続して採用するということになっておりますので、今のところは問題ないと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 2点、もう一度聞きます。

まず、減債基金のほうなのですけれども、国の示す9億5,000万程度までは財調を保つと、今後はこの考え方が、将来の起債の償還に向けて減債基金のほうにという考え方が維持されていくのかどうかをお伺いしたいというふうに思います。

それと、ダムのほうなのですけれども、嘱託の方が今管理者を行っているということですのですけれども、ということは新採用ということで来年度も引き続き募集をかけていかなければならないという考え方なのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） お答えさせていただきます。

木村議員ご指摘のように、先ほども申し上げましたが、9億5,000万円程度になるまでは減債基金積み立てのほうを優先して行ってまいりたいと思いません。ただし、いろんな事情で9億5,000万下回った場合には、財政調整基金への積み立てということも視野に入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（若狭正君） 平成31年度の職員採用ということで現在進めております。31年については、今のところ応募があったということで、この後の手続を進めている最中でありまして。

以上です。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第357号、第358号、第359号、第360号、第361号、第362号、第363号については、行政常任委員会

に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第20 議案第364号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島好孝君）〔登壇〕 議案第364号人権擁護委員の推薦につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在人権擁護委員としてご活躍をいただいております中根大氏が明年3月31日をもって任期満了となるため、後任の推薦につきまして札幌法務局長から依頼がありましたので、下記の者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、中根大、生年月日、昭和48年8月25日、現住所、赤平市東文京町2丁目4番地2でございます。

なお、任期は明年4月1日からでございますが、札幌法務局を経由し、法務大臣の任命行為となりますので、本定例会でご意見を賜らなければ時間的余裕がございませんことをご理解いただきたいと思います。

中根大氏の経歴につきましてはお手元の参考資料のとおりでございます。人格、識見ともに高く、また地域の方々の信望も厚く、人権擁護委員として適任と考えますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第364号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第364号については、委員会の付託を

省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第364号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第21 報告第38号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 報告第38号につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

別添の専決処分書でご説明申し上げます。件数は4件で、1件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃11万2,900円を滞納しておりましたことから、平成30年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するをいたしまして、督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した1カ月分の家賃5,700円を加える申し立てを行い、請求額を11万8,600円と改めた上で平成30年11月27日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成30年12月から8,000円ずつ、毎月末日に限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたものであります。

2件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃26万404円を滞納しておりましたことから、平成30年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして、督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した1カ月分の家賃9,000円を加える申し立てを行い、請求額を26万9,404円と改めた上で平成30年11月27日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成30年12月から1万6,000円ずつ、毎月末日に限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたものであります。

3件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃25万7,650円を滞納しておりましたことから、平成30年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして、督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した1カ月分の家賃9,300円を加える申し立てを行い、請求額を26万6,950円と改めた上で平成30年11月27日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成30年12月から1万円ずつ、毎月末日に限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたものであります。

4件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃13万9,500円を滞納しておりましたことから、平成30年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が一括払いを希望するといたしまして、督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した1カ月分の家賃1万5,500円を加える申し立てを行い、請求額を15万5,000円と改めた上で平成30年11月27日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、一括にて平成30年12月末日に限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたもので、以上4件につきまして平成30年11月27日に専決処分をしたものでございます。

以上、報告第38号につきましてご説明申し上げます。

した。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第38号については、報告済みといたします。

---

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす12日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす12日、1日休会することに決しました。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時37分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)